

令和6年度 越前市バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市内の観光関連事業者の観光誘客支援 及び 地域の観光消費額を増加させるため、貸切バスを利用し、市内観光地等を訪れるバスツアー（以下「ツアー」という）を実施するもの（以下「助成対象者」という）に対し、一定の条件に基づき、越前市バスツアー助成金（以下、「助成金」という）を交付することについて、（一社）越前市観光協会補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づく助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 助成対象者は、旅行会社又は旅行グループであること。
- (2) 添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者数（注）が20人以上であること。

（注）同一ツアーが複数出発日ある場合は、1 出発日当たりの平均参加者数とする。

計算例：同一ツアーで6月1日発：25人、2日発：20人、3日発：15人の場合
⇒3 出発日で計60人＝1 出発日平均20人となるので、
6月1日発、2日発、3日発の全てが対象となる。

- (3) 第3条(1)又は(2)に該当すること。
- (4) 特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。
- (5) 自治体等が実施するツアーでないこと。
- (6) 学校法人が実施する教育旅行（校外学習や修学旅行等）でないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の種類と額は次のとおりとする。

- (1) 参加者1人当たりの助成金額

No	条件	助成金額
①	大河ドラマ館入館+越前市内で体験（500円（税込）以上/人）	300円/人
②	大河ドラマ館入館+越前市内で食事（1,500円（税込）以上/人）	400円/人
③	大河ドラマ館入館+越前市内で宿泊	1,000円/人

- (2) 貸切バス1台当たりの助成金額

No	条件	助成金額
①	越前市内に本社・支店があるバス会社の貸切バスを利用	①+②
②	大河ドラマ館入館	30,000円/台

※(1)と(2)の併用は不可とする。(但し、(1)①②③は併用可)

※(2)の助成対象者は福井県外の旅行会社又は旅行グループであること。

※(2)の助成対象となる貸切バスの車種区分は中型バス以上であること。

※助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

※大河ドラマ館に入館する場合は、必ず事前に予約を行うこと。

(助成対象期間)

第4条 助成対象となるツアーの対象期間は令和6年5月11日から令和6年12月30日まで

とする。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、申請受付を締切ることとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付申請者は、旅行会社又は旅行グループ代表者（以下「申請者」という）とし、下表の期毎ツアー出発日（募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日）の申請期間中に、次に掲げる書類を（一社）越前市観光協会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 越前市バスツアー助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 行程表（行程がわかるもの、募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるもの）
- (3) 第3条（2）は越前市内に本社・支店がある貸切バス会社からの見積書の写し（ツアー名、貸切バス車種区分が明記されていること）

期	ツアー出発日	申請期間	交付決定予定日
第1期	令和6年5月11日から 令和6年8月31日まで	令和6年4月25日から 令和6年8月21日まで	申請受付から随時
第2期	令和6年9月1日から 令和6年12月30日まで	令和6年7月1日から 令和6年12月20日まで	

※申請締切日は、郵送の場合、ツアー出発日の10日前の消印有効とし、その他のメール便等の場合はツアー出発日の1週間前までとする。

※予算の執行状況に応じて、申請受付を中断・中止する場合がある。

(助成金額の上限)

第6条 交付金額は旅行会社営業所毎又は旅行グループ毎に第1期、第2期それぞれ50万円を上限とする。

(助成金等の交付の決定及び通知)

第7条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めたとときは、第5条の表中「交付決定予定日」までに、助成金の交付を決定し、越前市バスツアー助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という）により、申請者に通知するものとする。

(ツアーの変更)

第8条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーの内容に変更があった場合は、ツアー実施予定日までに、（一社）越前市観光協会（以下「観光協会」という）に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(ツアーの中止)

第9条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーが中止または参加者が20人未満となった場合、助成の条件を満たさなくなった場合又はその他の理由でツアー催行を中止する場合は、ツアー実施予定日までに通知書により観光協会へ報告しなければならない。

2 前項によるツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はな

かったものとみなす。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内に次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 越前市バスツアー助成金実績報告書(様式第3号)
- (2) 行程表(行程がわかるもの、募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるもの)
- (3) 入館料、体験代、食事代、宿泊代の領収書又はクーポン等の写し(必ず、日付・人数等明細が明記されているものを添付すること)
※バウチャー等の精算人数の確認書類は不可とする。
- (4) 募集チラシ等(募集型企画旅行の場合のみ)
- (5) 越前市バスツアー助成金交付請求書(様式第5号)
- (6) 第3条(2)は、貸切バスに要した領収書の写し(運賃、料金、日付、車種区分が明記されていること)

(交付金額の確定及び交付)

第11条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、越前市バスツアー助成金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第12条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。